

大村市“ふっこう”プレミアム商品券 Q&A

Q1. 商品券の購入引換券は再発行できますか。

A: 購入引換券は、再発行できませんので、大切に保管してください。

Q2. 商品券を購入できる市内の郵便局はどこでしょうか。

A: 販売日時は、7月28日（火）～8月6日（木）の平日のみ9時～16時です、下記の市内郵便局14カ所で購入できます。必ず購入引換券を持参ください。

大村郵便局 西大村郵便局 大村玖島郵便局 鈴田郵便局 萱瀬郵便局 大村水田郵便局
大村池田郵便局 大村三浦郵便局 大村荒瀬郵便局 大村杭出津郵便局 大村駅前郵便局
松原郵便局 福重郵便局 竹松郵便局

Q3. 商品券は、一度に購入する必要がありますか。

A: 『購入引換券』に記載してある「冊数」を一度で購入していただきます。複数回に分けてのご購入はできません。また、商品券は、1冊単位（26枚綴り）で販売しますので、バラ売りはいたしません。

Q4. 商品券購入時に、領収証は発行されますか。

A: 領収証の発行は行いません。どうしても必要な場合は大村市ふっこうプレミアム商品券実行委員会（大村商工会議所）にお問い合わせください。内容を検討して、発行する場合があります。

Q5. 自分の購入引換券と別居の両親等の購入引換券を代理で、複数枚持参して購入可能ですか。

A: 購入可能です。

Q6. 商品券はいつからいつまで使えますか。

A: 令和2年7月23日（木）から使えます。但し、令和2年9月30日（水）までが使用期限となります。使用期限を過ぎるとご利用出来なくなりますので、ご注意ください。

Q7. 商品券は、どこで使えますか。

A: 加盟店に登録された市内の店舗で使えます。利用できる店舗には、加盟店証等のポスター掲示がありますので、この掲示があるお店でご利用になれます。加盟店一覧は、商品券販売所でお配りするチラシに掲載しています。また、最新の加盟店情報は、大村商工会議所の商品券専用ホームページに掲載しておりますので、こちらでご確認ください。

[大村市ふっこうプレミアム商品券](#) ← 【検索】

Q8. 商品券には、どのような種類がありますか。なぜ種類分けされたのでしょうか。

A: 今回は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベント自粛や外出自粛で、停滞している大村市内の経済状況を緊急に支援し、商店街等での販売促進など、地域における消費活動を喚起し、

大村市内の地域経済の活性化を図るために、プレミアム付き商品券を発売しました。

商品券は26枚綴りで、種類は、「飲食店専用券」（6枚）、「地元商店専用券」（10枚）、「参加全店共通券」（10枚）で構成されております。

「飲食店専用券」は、「飲食店」または「喫茶店」の営業許可を所持し、店内で飲食ができる加盟店舗で利用いただけます。

「地元商店専用券」は、①上記の「飲食店専用券」使用の対象店舗、②大村市内に本社がある店舗、③大村市商店会連合会の加盟店舗で利用いただけます。

「参加全店共通券」は、参加店舗全店で利用いただけます。

それぞれの種類の商品券のご利用にあたっては、加盟店に掲示されている加盟店証（ステッカー）にて利用できる商品券の種類を「○」「×」にて明記していますので、ご確認下さい。

Q9. 商品券でお酒やたばこは購入できますか。

A: お酒は購入できますが、「たばこ」はお買い求めできません。「たばこ」は法律により、小売定価以外による販売が禁止されているため、プレミアム付き商品券の対象に含めることができません。

Q10. 何故、公共料金は取り扱えないのですか。

A: 地方自治法では、普通公共団体の歳入は、現金、口座振替又は証券（小切手など）での納付を義務付けており、商品券はこれに当たらないからです。

Q11. 公共料金やたばこ以外に商品券の利用対象にならない物を教えてください。

A: 下記にはご利用いただけません。

(1) 商品券、ビール券、図書券、官製はがき、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いもの

(2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

(3) 遊技場等

(4) 出資や債務の支払い

(5) 国や地方公共団体等への支払い（保険対象の医療費等を含む）

(6) 取扱店舗が指定する商品券利用除外商品等

Q12. 商品券で買い物した場合、お釣りはもらえますか。

A: お釣りは出ませんので、商品券の額面以上の買い物等をしていただき、不足分は現金でお支払いください。また、商品券を現金に両替することもできません。

Q13. 商品券を使用する際の金額には、上限がありますか。

A: 商品券を一度に利用できるのは最大10万円です。

Q14. 商品券は他の商品券や割引券との重複利用はできますか。

A: 重複利用につきましては、各加盟店の判断で条件を設定していただいております。詳細は各店舗にお問い合わせください。

Q15. 商品券は切り離して使用することができますか。

A: 必要に応じて冊子から切り離してご使用ください。

Q16. 商品券の盗難、紛失についての保証は、ありますか。

A: 商品券の盗難・紛失・滅失等に対して、発行者（大村市ふっこうプレミアム商品券事業実行委員会）は責を負いません。また、いかなる場合でも商品券を新券と交換することはできません。

Q17. 汚損した商品券は、交換してもらえますか。

A: 次の条件を満たせば使用できますが、大村市ふっこうプレミアム商品券事業実行委員会（大村市本町 458-2 プラットおおむら 4F 大村商工会議所）に持参いただければ、次の条件を確認して、残った額面分を交換致します。

・通し番号が確認出来るもの ・券面の面積が5分の4以上のもの

Q18. あまった商品券は払い戻しできますか。

A: 未使用の商品券の払戻しはいたしませんので、使用期限（令和2年9月30日）迄にご利用下さい。

Q19. 購入した商品券が不要になったので返金して欲しいのですが。

A: 商品券購入後の返金はいたしませんので、使用期限（令和2年9月30日）迄にご利用下さい。